

消費税率の改定に伴う特定福祉用具購入費の支給申請について

令和元年 10 月からの消費税率改定に伴い、島原地域広域市町村圏組合における特定福祉用具購入費の支給申請について下記のと通りの取り扱いとします。

【基準日】

支給限度額基準額管理の基準日	購入日（代金を完済した日）
消費税率の新旧適用基準日	引き渡し日

【支給申請時】

令和元年 9 月 30 日以前に引き渡す場合	消費税 8 パーセントを適用
令和元年 10 月 1 日以降に引き渡す場合	消費税 10 パーセントを適用

【購入日(代金完済日)と引き渡し日が異なる場合】

(例) 福祉用具引き渡し日＝令和元年 9 月 30 日

福祉用具代金完済日＝令和元年 10 月 1 日

消費税は引き渡し日を基準に課税されますので、この場合には消費税は 8 パーセント課税されます。

上記のように、引き渡し日と完済日が異なる結果、旧税率(8 パーセント)が適用される場合には、消費税課税基準日が確認できるよう、支給申請提出時に、引き渡し日が確認できる納品書等を添付するか、又は、領収書のただし書きに納品日を明記してください。

※支給申請書に記入する“購入日”、領収書に記入する“領収日”は、従来通り代金を完済した日を記入してください。

【受領委任払いにおける注意点】

すでに消費税 8 パーセントの見積書により受領委任払いの承認を得ている場合で、福祉用具の引き渡し日が令和元年 10 月 1 日以降となる場合は、支給申請書提出時に、消費税 10 パーセントで計上した見積書を提出してください。

問い合わせ先

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327

島原市役所有明庁舎 3 F

TEL 0957-61-9101 FAX 0957-61-9104